

関宿関所について

— 関宿御抱関改方手控についての考察 —

林 保

はじめに

関宿に関所が設けられたことについて、いつ頃ということになると、諸説があり設置年代を明確に特定することには些か不安が伴うのが実状である。

元和二年（一六一六）（久松）松平忠良の時代に「関宿の内大船渡・境の定船場触書」のあることは知られている。次いで元和七年（一六二一）小笠原政信の時に「新川通」と「赤堀川」が開削され、栗橋から関宿領の対岸猿島郡境までが掘り割られ、常陸川につながるという大工事が行われている。その後寛永十年（一六三三）江戸川の開削工事が始められ、寛永一八年（一六四一）には権現堂川・逆川及び金杉（現野田市）から関宿の間に人工河川の開削をし、江戸川の直流を図り、ここに江戸川の全線を完成させた。則ち利根川の支流として又放水路としての流路を確保したことになり、河川交通上からも重要な役割りを果たすことになる。承応三年（一六五四）更に赤堀川の浚渫を行い、河床を深くすることにより、水の流れが常陸川へ流入し易くなり、河川利用の利便性が一層高まったことになる。これら関宿を中心に据えた河川の開削・改修

・流路変更等の事から考察すると、関宿関所は河川工事と深い係りを持って必然的に「定船場」から格上げされ、江戸防備も兼ねて、河川利用の諸船は勿論、船利用の諸荷物諸人の改め所としての役割りを公儀の名のもとに、所管事務は関宿藩がこれを実施したのである。

一 関宿御抱関改方手控（東北大学附属図書館）

天和二年（一六八三）城主久世重之の時に幕府より示された「定」で寛文五年（一六六五）逆川の増削並びに江戸川・利根川の水路の拡張工事が行われた時（城主板倉重常代）より一八年程後にあたる。標題の内容の中に元禄以後の箇條に「関宿関所役中」と関所名を特定した箇所が多く見られる事から、川（水）の関所としての「関宿関所」を特に重要視しての文書と解することができる。

定（読み下し・句読点・送りがな等は筆者記す。）

一 公儀より従り仰せ出だされ候御法度堅く相守り、御関所定式の通り
恙無く相勤むむ事。

一 此関所番所の前にて往還の輩、笠・頭巾を脱ぐ可き事。

一 乗物にて通る面々、乗物の戸を開く可し。但し女乗物は番輩差
① 図致し女に見せ是を通す可き事。

① 女―女駕籠或いは男女見別け難き不審成る者を改めるための年輩
の所の女とあり。

一 公家・門跡・諸大名参向の時は前廉まへかたより、その沙汰これ有る可
く候間格別為る可き事。

右の條々此の旨相守る可き者也

天和二年（一六二八）五月 奉行

とあり関所役人に対する基本的勤務の大梗が「定」として義務づけられて
いる。そして更により具体的に細かく「定」が列挙され、「定」には
「関宿関所役人中」と宛名が明記されている。このことから関宿関所の
存在の確保が出来更に以後次々と関所に対する「定」の改訂や追加がな
されている。

二 関所手形可書載覚

假令たとへば者 女上下何人之内

一 乗物 何挺

一 禅 尼 （是はよき人の後家ごけ又は姉妹などの髪剃り候てるを

言う。）

一 尼 （是は普通の女髪剃候てるを言う。）

一 比丘尼びくに （是は伊勢上人・善光寺上人などの弟子又はよきん
の召仕めいしにあり。その外熊野比丘尼等なり。）

一 髪切 （是は髪長短によらず残らず揃切候は髪切なり。則
拔髪はへ揃はず少し切の様に相見え、又は中はさみ、

できものの上などはさみ候は、髪切これ無き間、向
後改めるに及ばず候。」

一 小女 （是は當歳より振袖の内は小女候たるべし。併し振
袖の躰不審これ有らば改む可く候。但し小女の内、

尼・かふる・髪切などは改むるに及ばず候。

一 乱心 男女共

一 手負 男女共

一 首 男女共

一 死 骸 男女共

右の通り手形書きかき戴す可く候。若し不審成る躰これ有るにおいては
改む可し。此の外は改むるに及ばず候。但し欠落等かけおちの者これ有る節は、
此方より書付遣わす可く候間その趣に随いこれを改む可きか、當月の
日付にて末月晦日までは通す可く候。その日限より延引に及ぶ者通す
可からず。女路次めいじにて煩わづらい又相果て手形より数不足の分は、その断り
間届けこれを通す可し。勿論多くはこれを通すべからざるもの也。

元禄十七年九月七日 御留守居御印

関宿関所人改中

註（元禄十七年（一七〇四）宝永と改元）

三 関所覚（小野田家文書）元文三年（一七三八）午九月晦日

右の年に追加の形で定が通達されている。江戸川・利根川を利用する船の量が確実に増加しつつあることに関係する定と見ることが出来る。

原文（読み下し。その他前文に準ず。）

一 竹刀・木長刀・木刀・長鳶口・長熊手・三ツ道具・幕串・馬具類、船陸共相通し候事。

一 上下往還の船に御停止ごちやうじの道具積み来り候は、道具は差し戻し、船は相違無く相通し申す可く候。但し出番所右の道具船宿預り置き候義一切無用為る可き事。尤も陸も右同様。

一 諸大名御所替の節は、鉄砲・武具御老中様方御裏判證文を以つて相改め通し候事。

一 登船諸家様荷物を積み、向河岸・内河岸船宿共の證文、船の水主御関所へ持参仕り候。長持並びに櫃之類念入りに改め候様に、先手番人に申し付け乗移り相改め通し候事。

附諸家の御家来印鑑御関所にこれ有り、證文の印形に引き合わせ通りの印鑑これ無き御家来の證文は差し戻し、その品々船宿證文に書き載せさせ相改め通し候事。

一 下り船は女並びに鉄砲・武具類これ無き哉色事の間、其外苦明けさせ通し候。上乘三人以上は御関所へ罷り越し相断り候。尤も坊主・山伏・前髪立同前。髷深き節は見え兼ね候故、見合わせ相通す事。

一 暮六ツより以後船往還共停止し、暮に及びし船通し候は、番所の下に懸けさせ翌朝相改め通す可きの事。

一 乗船に乗り候者出家・山伏・前髪立便船の輩船頭・水主等に至る迄當所の船宿の手形に書き載せ相改め通し来り候。江戸屋敷方よりは、その家の役人の手形到来候得ば通し候事。

附荷物積分候に當所船雇れ候はば、登りの節はしけと断り前々より相通し候。

一 夜に入り懸り船これ有る節、番の者吟味遂ぐ可し。但し暮に及び、破船又は濁水にて船通せず夜に入り候節は、船宿御関所へ罷り越し断り申し達す様子承り、他船中之人を掲げさせ、火の元申付け差し置き翌朝相通し、その節船宿御番所へ参り、申し達し候事。

一 往來の船夜中櫓下より御関所際まで懸船仕り為し間敷候事。

附城近き火事の節は猶心を以つて心をつけ城近き所へ船懸させ間敷候

一 関宿領は地面入り組み候故、所の者男ばかり料作の為横渡し仕来り候。

一 夜に入り往還の輩停止し兼ねてよりその家の家老断り判鑑遣し置き候は引き合わせこれを通す可し。但し急用の使は、飛脚夜中通り候ハば断り承り届書違無きは通す可きの事。

附所の者吟味致し通す可きの事。

一 城近き所出火の節火鎮り候はず候内は、往還の者船渡し中間敷

候。但し急用の使者、飛脚は様子承り届け、城下行き過ぎ候まで人を附け通す可く候事。

一 越後の國上田銀山より出候船は御勘定奉行様方御断りこれ有り御代官御證文にて相通し候。御代官判鑑これ有り候事。

一 下野國足尾銅山へ遣し候鉛船は前々より山師證文にて通し来り候。山師判鑑これ有り候事。

一 信州高井郡末子山御代官所より通候硫黄は、御勘定奉行様方添證文ニテ相通し尤御代官衆御判鑑御関所にこれ有り候事。

一 先達而判鑑差し越され候。諸家之御家来衆之外餘人の手形持参候共昼の内は相通す可き事。

一 他所より往還の者急用ニテ断りこれ無き輩は夜中相通す可からず但し所の者請合候ハゞ夜中五ツ時迄は相通す可く候事。

一 往還の衆乗物の戸をひらき相通し候者乗物よりをり候様にして、番人へ断りに及ばず候事。

一 江戸の方へ通行の女中、乗物の戸をひらき申さず候共改めに及ばざる事。

一 所の女往還の節かぶりもの取らせ候に及ばざる事。

一 夜中五ツ時迄町の者往還し方は上番所へ申し達しに及ばず。不寝番人吟味遂げ相通す可し。但し奉公人往還は、城中之者にても

上番所へ申し達す可き事。

一 江戸並びに遠國より手形これ無く参り候者は、その所断り承り届けあやしからざる者は相通し申す可き事。

一 古河・幸手その外近辺他領の者断り承り届あやしからざる者は相通し申す可き事。

一 裏判手形にて相通し候。女御目付相延べ候共その月中の日付ニテ候者相通す可し。並に船手形一日前々日付は相通すの事。

一 待分の族人及び暮向河岸に旅宿之儀御番所頼み候はば名主方へ申し付く可く候事。

一 満水の節向番所へ移り候節は張番所二居りたき時分相移り申す可き事。

一 船陸共に往還の者改め候節其人の品に應じ、無礼これ無き様いしたがさがつがましき儀申す間敷候。出家沙門同前為る可く候事。

一 往来の者假令者不安内成る義これ有り候て改め候共、番人悪口申す間敷く候事。

一 武士の船改め候節上乘に對し無礼なる躰これ無き様に相慎み候事。

一 下船世事の問明けさせ荷口切せ申す可く候並樽貳挺かけさせ申すまじき事。

一 武士並に町人百姓下船乗り相通る者は、上番所相断りかくて聞届く可く、断らざる者は、相断らせ申す可く候。但し船に付けさせ候には及ばず候事。

一 川通その外、見及ばざる方に替りたる義これ有り候は、上番所へ早速申し達す可く候事。

一 旅装束の者番所へ断り無く相通り候は聞き届ける可し。その外

改めるに及ばざる事。

- 一 通手形に関宿と所づけこれ無く候共相改めに及ばざる事。
- 一 川濠の者は所の者同前に相通す可き事。
- 一 往還の人馬自然川へ落ち入り并に離れ馬等これ有る節怪我これ無き様申し付ける可く候。

一 登下船職ふさせ候に及ばざる事。

一 長柄の儀相際に入れ常々仕廻り候得共、高き時分は見計り仕舞申す可く候事。

右此の條數、前々より改め来り候趣覚書これ有り今度潤色して文言これを改め番人心得の為差し置く可し。御番所にこの旨年寄共申し付けられ候。

覚

- 一 関宿駄賃馬の儀、前々の通り夜中相通す苦からず候事。
- 一 家中女の義前々通り御證文次第夜中相通し申し候テも苦しからず候事。
- 一 札ニテ通り候女の義前々通り夜に入り候テも相通し苦しからず候事。
- 一 往還の男女暮六ツ時限り前々の通り。

御留守居様方より遣わされ候御断り御證文の覚

一 御鷹御用ニ付西関所相通し候者、菅笠着し申す可く候間付申す間敷候。以上。

享保（一七二〇）五子七月二十七日

肥前

関宿人改中

一 関東筋へ御鷹控飼ニ罷り越し候節差し添へ参り候鉄砲の義、関所へ田付四郎兵衛・黒澤奎之助判鑑差し出し置き、その度々に鉄砲に右両人の内判鑑相添へ持参致し候間、右判鑑引き合わせ出入り滞り無く相通す可く候。以上

右同断

一 御鉄砲方田付四郎兵衛・黒澤奎之助并に組の者、御用付御鉄砲関宿関所持ち為し通し候節、向後以上の筒并に何百匁筒にても右両人の断り次第判鑑引き合わせ昼夜共、往還滞り無く相通さる可く候。尤も十匁以下の筒も四郎兵衛・奎之助判鑑引き合わせ、昼夜共滞り無く相通さる可く候。自今證文遣わさず候間その意得可く候。以上。

享保（二七二二）六丑閏七月

御留守居連印

関宿関所

人改中

一 江川村へ木札通し候女は、渡守御関所へ罷り越し、女何人相通し候迄断り申し聞け候事。

「関宿御抱関改方手控」に見る文言は、標題の通り関所に於て江戸川を上下する船（船荷）や同乗の旅行者等の改めに関する内容が主であることは當然として、領内特に川を渡らなければならぬ領分の者についても、その都度身分の改め判鑑札による証明が必要であったことである。このことについては直接関所役人として従事した小野田家の文書の一部を紹介してみる。小野田家文書では次のように関所の役について分類して記載されているので今回は「関所取扱一」を紹介することにした。

- 一 関所取扱
 - 二 同席年中行事
 - 三 同席申合
 - 四 出火之節
 - 心得
 - 五 出水之節
 - 心得
 - 六 異國船渡来之節
 - 心得
 - 七 御関所當番取扱（含殿様御乗船の節
 - 心得
 - 八 その他（通船許可に関する問合せ事項等）
- 以上七項について記録されている。

四、御関所取扱（読み下し） 小野田家文書

- 一 公儀御役人御通しの節、上番は底下江罷り出で候時、宜儀いたし候。幕下は両の縁側江差し出で候。箱番・北番は下座筵にて御宜儀致させ候。
- 一 毎朝通船の際登り下り共、御長柄出次第通用致させ申し候。長船も同様に御座候。尤も長柄出し申し候節は、北番所江知らせ申し候。但し、雨中の節は見計らいにて通用致させ申し候。

天保四（一八八三）癸巳七月九日追加

- 一 長船付場紺屋五郎右衛門裏江着け候に付き、明六ツ時より暮六ツ時迄通用致させ候事。
 - 註 長船ハ渡し船に使用した船。渡し場は江川村（現五霞町）から大船渡への渡しに俗に紺屋裏渡場と言った。
 - 一 登り下り共に上乘便船の者見へ候前に差し置き候。尤世事江も入り申さず、世事の間も明けさせ通し申し候。烟等立てさせ申さず候。
 - 一 武士乗候船手形におよび申さず候。
 - 一 船印相願ひ御関所に合写これ有り候船を登りの節手形に及ばず、箱番所江断り相通し申し候。
 - 一 登船印鑑これ有り候屋敷方證文来り候は、船衆御関所江持参致させ印鑑引き合わせ申し候。積み合わせこれ有り候得ば済み手形差し出し候様申し付く。
- 改方
- 但し、総体登船上乗便船水主の内、病人これ有り候えば、船宿相願ひ吟味之上承り、屈手形に書き載せ差し出し候様申し付ける。改番人江病氣の様躰吟味致させ相通す。
- 長持の際は又改番人江吟味致させ相通す。船乗先達而罷り越し相届け候際もこれ有り候。
- 一 境船・はしけ船と断り相通し申し候事これ無く候。前に境船と断り相通し申し候。向西河岸（向西河岸・向下河岸）内河岸・渡場・はしけ船と断り申し候。但し、何れも空船にて登り候節の事なり。

一 箱番所下千川に成り船着兼候節は、沖改めの際船宿共相願ひ申し候間その通り申し付く。改番人乗り候小船は、船宿共より差し出し申し候。

一 下り船上船便船三人以上は船頭召し連れ上番所江相届け、吟味を請い、番所江断り候。番所前通り候節は御断り申し候。船は声をかけ通り申し候。御幕下の者立ち掛り、人数相改め通し候様に声掛け申し候。尤も武士乗り候船も同前

一 下り船手形におよばず候得共、御用船・銅・材木類、御断り御添書これ有り、印鑑引き合わせ相通し申し候。

一 船宿共印形代り候節は御所江御持参相願ひ候得ばその通り承り届け申し候。代替わり名相改め候節も同前

但し、船衆共幼少又は病死の上、跡相続これ無き内は、同所の船宿共相願ひ手形出し有り候これ有り候際、番所御用等は親類・名主・組頭の内相勤候際もこれ有り。

一 向河岸蓮花院・境町名主以下鑑□□□□これ有り候。是又船宿同前御関所江直に持参致し候。

一 諸家印鑑直に御関所江差し越し候ては、請取り申さず候。江戸屋敷迄遣わされ申し候。(一行脱不明)

右印鑑は江戸表より申し来たらず候へば、御関所江聞き置き申し候。

一 渡場・渡守・船頭八人これ有り候。御関所裏渡し場江川村罷り在り候。その外は口漕にて御座候。是は右渡守共請合にて差出し申し候。右の者共不屈等これ有り候節は、江戸町名主呼びて遠慮申し付

ける。尤も、江戸町支配にて御座候。渡守共請合證文名主共奥印にて差し出しこれ有り候。

一 川番所前渡船の内、武士・出家は格別、その外の者共立たせ置き申さず候。尤も、被物致させず候。

一 御番所前行き過ぎ申さず候内は登り船帆懸けさせ申さず候。但し是は御番所見渡の場所故懸けさせ申さず候。

一 御番所前樺出杭、公儀御普請所故通船の者棹させ申さず候間付廻。

一 明六ツ迄船衆共不屈これ有り候節は、町奉行江相断り遠慮等申し付け候際もこれ有り候。

一 向御番所前懸り船致させず候。船積等これ有る節は、船頭相願ひ申し候得ば承り届申し付く様申し聞き置く際も同前。

一 関川通横渡の際停止に御座候。普請の節人足等渡し候際は、懸りの役人より断りこれ有り候。

一 北番所下矢耒内江懸り船停止に御座候。

一 四ツ谷河原渡し場にて船打立て候節烟立て候間、最寄の名主相届申し候。

一 沖の内江渡し場より通用の作場船は、長船同様に通用相改め候。

一 四ツ谷の者共横渡内證にて御法度の品は通船致させまじくにて、請合證文に名主とも奥書印形□□□□
一 商売小船印相願通用致し候者、渡場並びに内河岸にこれ有り候船印・幟の写し御番所にこれ有り候。尤も印なき船は通用致させず候。

以上は天保四年（一八三三）に追加された五八箇条の内、関宿関所における取扱内容で五八条中の前半に当る箇条で、主として公儀と藩出向の役人との関係のあり方や、河岸・渡場・それに関する土地の人間についての取扱い方、船の通し方等について述べられている。特に関所に近い河岸・渡場・問屋・川舟商売人等について「断」「請合證文」「声掛け」「改」「〇〇番」等の用語が多分に使用され関所とは如何なる仕事を又勤めをしたかを知ることが出来る。

五八箇条の内残り箇条及び「取扱」の残り部分については継続発表することにし本年度分の報告とする。

【参考文献】

- 一 関宿御抱方関改方手控 東北大学附属図書館蔵
- 二 関宿関所覚 小野田家文書 関宿町教育委員会蔵
- 三 御関所萬歳書抜帳 横田家文書 諏訪澄子氏蔵
- 四 幸手市史―関宿関所と船舶 喜多村常次郎氏著

附図 喜多村常次郎氏画

